

# Bee通信

平成21年 9月10日号(臨時号)

## 新型インフルエンザの対応について



新型インフルエンザに関するご質問が増えてきました。

対応をお決めになった会社もあると思いますが、ご参考にしてください。また、厚生労働省が『事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン』、東京商工会議所が『中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン』も出しています。検索してみてください。

- 1 新型インフルエンザかも・・・という疑わしい社員への対応はどうしたらよいですか？

医療機関に足を運ぶ前に“保健所”に連絡を入れる必要があります。勤務中であれば勤務先を管轄する保健所、自宅で発症した場合は自宅を管轄する保健所に連絡してから、受診すべき医療機関を紹介してもらってください。

- 2 新型インフルエンザにかかった社員が「マスクをするから出勤させて」と申し出られたら？

労働安全衛生法第68条では「事業者は伝染病の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令の定めるところにより、その就業を禁止しなければならない」とあります。その後のことを考えても絶対に×。

- 3 社員の家族が新型インフルエンザに。社員本人はどういう指示を出したらよい？

保健所に届出をし、濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請されますが、現時点では厚生労働省は外出自粛を要請することは考えていないようです。他の社員やお客様に感染する恐れがあれば、自宅待機を命ずるのが理想です。検温を続け、様子を見てください。

- 4 予防のためのマスクを義務づけようと思います。マスク代は誰が持つの？

法律による定めがないため、会社と社員との話し合いになりますが、全額会社が負担してほしいところです。

- 5 新型インフルエンザで休業する従業員の給料はどのように支払ったらよいの？

給与の支払いは次の3つを分けて考えます。(平成15年SARSについての取扱いより)

**新型インフルエンザにかかった**

国等の強制的な措置に基づく場合は、休業手当の支払い必要なし。本人の病気であれば「傷病手当金」の受給が可能。

**疑わしく医療機関への受診により休業**

国等が要請している措置に基づく場合は、原則、休業手当の支払いの必要なし。

**自主的な判断で休業をさせる場合**

労働基準法第26条より平均賃金6割以上の休業手当の支払いが必要。

まずは「予防」です。“うがい&手洗い”を続けることは、そう大変なことではありません。もし38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社しないことです。

発症の疑いがある場合はすぐ保健所に連絡を入れ、今後の治療方針について指示を受けてください。